

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.10

## エマージング諸国の弥縫策が綻び始めるとき 他

=====

《index》

- [1. エマージング諸国の弥縫策が綻び始めるとき\(大山\)](#)
  2. 規制範囲を拡大する気になる動き(岩井)
  - [3. 新興国に対する逆風が再び強まる\(祖父江\)](#)
  - [4. 海外における安全対策のポイント\(茂木\)](#)
  - [5. セミナー・寄稿等の最新情報\(2016年1月時点\)](#)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 規制範囲を拡大する気になる動き(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

先月の本メールマガジンでご紹介したように、この数ヶ月の規制動向をみていると、銀行規制強化の動きがややトーンダウンする兆しがある一方で、“ノンバンク”への規制は強化されていく可能性がありましたが、どうも後者の動きが強まる雰囲気が出てきました。しかも、強化対象は市場規制や取引規制に留まらず、“銀行とシャドーバンクの関係”になりそうです。というのも、足許の動きをみると、シャドーバンクに内在するリスクが銀行部門に波及するのを阻止することを目指した措置が目立っているのです。

その代表例は昨年12月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)が公表した“ステップインリスク”に係る市中協議文書です。ステップインリスクは新しい概念で、『銀行が連結対象外のシャドーバンキング事業体に対して、契約上の義務がないにもかかわらず、自らのレピュテーションを保持するために財務支援を提供すること』を意味します。このリスクの典型例として、金融危機時に幾つかの米国金融機関が取り付けリスクに晒されたマネーマネジメントファンド(MMF)を救済すべく、流動性供給等の支援を行なったことを挙げることができます。BCBSの市中協議文書では、まず、銀行とシャドーバンクの間の財務支援の可能性や議決権の割合等に応じて、ステップリスクがあるシャドーバンクを特定し、そのうえで、特定されたシャド

ーバンクを銀行の連結対象に含めること等が提案されています。いわば、銀行のために作られたバーゼル規制を銀行以外の事業体(≡シャドーバンク)に適用するために、規制上の連結対象に含めてしまえ、というわけです。

銀行とシャドーバンクの関係にメスを入れるという意味では、危機後に幾つもの改革が進められてきました。これらの代表例としては、(1)ノンバンク SIFI 規制、(2)銀行によるシャドーバンク向けエクスポージャーの制限、(3)ボルカールールやリングフェンス規制等の銀行構造改革、(4)ファンド改革等を挙げることができます。BCBS が今回、ステップインリスク規制を提案した背景には、既往の取り組みだけでは、銀行とシャドーバンクの関係から生じるリスクに対処できないという問題意識があるようです。今回の BCBS の提案は、銀行とシャドーバンク間のリスクを制御する政策ツールを一つ追加するものといえるでしょう。

更に、足許の規制動向を具に見ると、上記の(1)や(2)に関する規制にも動きがあることが確認できます。一例を挙げれば、欧州銀行監督機構(EBA)が、“システミックリスクを持ち、銀行と類似の金融仲介活動を行なう投資会社”に対して、銀行資本規制を全面的に適用すべきと提言しているほか、銀行のシャドーバンク向けエクスポージャーを制限することを盛り込んだ監督ガイドラインを公表しています。

今後仮に、銀行規制自体の強化を進める動きが鈍化する一方で、銀行とシャドーバンクの繋がりを抑制させるこれらの改革が強化されるとした場合に、一体何が生じるのでしょうか。この問いに答えるのは本稿の域を超える(同時に、筆者の能力を遥かに超える)ものですが、この点こそ、今まさに、規制を策定してきた当局者自身が直面している最大の問いであるといえるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。